

経過措置対象者の申請に関すること

平成24年2月21日(火)更新

NO.		Q	A
1	添付書類について(様式17-1及び様式17-2)	<p>認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書(様式17-1)では、「添付書類3 喀痰吸引等に関する研修修了証明証(該当するものがある場合)及び、修了した研修内容、研修時間を示す資料」が添付書類とされている。</p> <p>また、認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書添付書類①の「本人誓約書」(様式17-2)の末尾では、「*研修歴等を証明する書類があれば添付してください。」とある。</p> <p>これらは、同一のものと解してよろしいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>なお、在宅関係の福祉・介護サービス事業者にあつては、「違法性阻却による介護職員等の喀痰吸引等の実施にかかる認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書の添付書類について」(平成24年2月7日付け事務連絡)に示す取扱いにご注意願います。</p>
2	研修機関名、研修機関所在地について(様式17-1)	<p>違法性阻却関連通知「④特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」の通知に基づいて申請を行う場合、認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書(様式17-1)「研修機関名(該当するものがある場合)」及び「研修機関所在地(同左)」はどのように記載したらよいか。</p>	<p>空欄のままです。</p>
3	第三者証明書証明者について(様式17-3)	<p>特別養護老人ホーム等施設の場合、証明者は具体的には誰になるのか? また、申請者との関係の欄にはどのように記載したらよいか。</p>	<p>「厚労省Q&Aその3 B経過措置対象者に関すること B10にあるとおり、「不特定多数の者を対象とした介護職員であれば、その者が勤める事業所の長」となるため、具体的には「施設長」等が考えられ、住所、氏名は施設の所在地、職氏名を記載することとなる。申請者との関係は、申請者の雇用主が施設長であれば「施設長」の記載で構わない。</p>
4	所属について(様式17-2、17-3、17-4、)	<p>申請者の所属はどう記載すればよいか。</p>	<p>申請者が所属する施設、事業所の名称を記載のこと。例えば、所属が特別養護老人ホームであれば、「特別養護老人ホーム〇〇荘」の記載となる。</p>
5	添付書類について(住民票の写し)	<p>認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書に添付する住民票の写しは、何ヶ月以内に交付を受けたものに限り有効期限はあるのか。</p>	<p>特に有効期限は定めませんので、申請者の住所が変更していないのであれば、古いものでも結構です。</p>
6	交付申請時期について	<p>平成24年3月末までに実質的違法性阻却関係通知に基づく研修(14h)を開始した場合、研修がすべて修了してから認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請を行えばよいのか。申請期限はあるのか。</p>	<p>左の場合、特に申請期限は考えていないので、研修終了後、速やかに交付申請書を提出願います。ただし、現時点では厚生労働省から実質的違法性阻却関係通知の廃止時期は示されていないものの、逆に言えばいつ廃止されるのかわからないため、研修の途中で廃止となる可能性もあるので、ご留意願います。</p>
7	介護職員として勤務する看護師の経過措置認定申請の必要の有無	<p>看護師の資格を有して介護職員として訪問介護事業所へ勤務している職員は、経過措置対象者として認定申請する必要があるか?</p>	<p>もともと看護師の資格を有している段階で、医療行為が出来るので、「通知に基づく実質的違法性阻却により喀痰吸引を行っている者」にはならず、経過措置対象者とならない</p>
8	経過措置認定申請の第三者証明について	<p>特別養護老人ホームで14時間研修を受けた職員が、同一法人内又は別法人の特別養護老人ホーム(又は養護老人ホーム)へ異動となった。この職員の経過措置認定申請を行う場合、第三者証明書(様式17-3)の証明者は誰になるか? また、申請者の所属は現在所属する施設で良いか?</p>	<p>様式17-3の第三者証明書の証明者は、申請者の現在の所属の長(施設長もしくは法人理事長)が妥当と考えられる。ただし、交付申請書(様式17-1)の添付書類3「喀痰吸引等に関する研修修了証明書」については、研修を実施した特別養護老人ホームの施設長(もしくは同法人の理事長)名で発行された修了証明書及び修了した研修内容、研修時間を示す資料を必ず添付することとする。</p> <p>申請者の所属は、お見込みのとおり、現在所属の施設となる。</p>